

復刻版

みんなの経営ミニ

2024.5.31

2025年4月以降順次改正の雇用保険法

改正のポイントをまとめた資料が公開されました

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険法の改正が行われますのでその内容をご紹介します。

① 雇用保険の適用拡大（令和10年10月施行）

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する。

被保険者要件	
現行	令和10年10月以降
<ul style="list-style-type: none">① 1週間の所定労働時間が20時間以上である② 31日以上雇用見込みがあること	<ul style="list-style-type: none">① 1週間の所定労働時間が10時間以上である② 31日以上雇用見込みがある

② 教育訓練やリ・スキリング支援の充実

- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部を支給教育訓練給付金の給付率の上限を受講費用の70%から80%に引き上げる。
(令和6年10月施行)
- 雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設する。(令和7年10月施行)

かわべのこぼれ話

雇用保険改正について

雇用保険の改正内容が決定し、この中で一番影響が大きいのは雇用保険の適用拡大になるかと思えます。

この適用拡大によって新たに500万人ほどが新たに雇用保険に加入し、加入された方には、受給するための要件が緩和された上で現行の被保険者と同様に失業保険、教育訓練給付、育児休業給付などの給付金も対象となるようです。

個人的には短時間労働者が雇用保険に加入しても受給できる金額は少なく、また、短時間労働者を多く雇用する企業は雇用保険料の納付額が大幅に増加するため、企業にとって苦しい改正となったように感じます。



外国人受け入れの現状と新制度

2023年11月に外国人受け入れ・共生に関する拡充が提言されました

③ 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

- 令和6年度から、国庫負担割合を現行の1/80から本則の1/8に引き上げる。(令和6年度から)
- 当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入する。
(令和7年4月施行)

④ 自己都合退職者の給付制限の見直し (令和7年4月施行)

自己都合退職者は、失業保険の受給に当たって原則2カ月間の給付制限期間があるが、これを以下の通り短縮する。

- ・原則の給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月へ短縮する。
- ・離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を解除する。



夏のような暑い日も増えてきましたので、体調にはお気を付けください

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人 (カワベント)

1992年札幌生まれ

2021年2月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

